

年金者連盟への加入(会員)のご案内!

本連盟は、埼玉県市町村職員共済組合の組合員の方が市町村等を退職して、年金を受給されている方が本連盟に加入した方たちを会員として組織されており、年金受給者のための共済年金制度維持・改善運動を推進するとともに、会員相互間の親睦と福祉の向上を図ることを目的としております。

昭和42年4月に結成され、現在10,000人程の方に会員として加入していただいております。全国でも有数の組織となっております。

ご承知のように、昨年8月に成立した「被用者年金一元化法」により、共済年金は厚生年金に統合され、共済年金の職域部分は廃止されることとなりますが、それに代わる新たな「年金払い退職給付」が創設されるなど、年金制度を取り巻く環境は大きく変わろうとしている状況にあります。

このような制度改正の動きの中で、退職後の生活の基盤である公務員共済年金制度が維持改善できるよう、年金受給者となられる皆様に、ぜひ年金者連盟に加入していただき、お力をお借りできれば幸いです。

また、下記に本連盟が実施している各種事業をご案内しておりますので併せてご参照いただき、加入していただきたくご案内申し上げます。

1 連盟の事業

具体的な事業内容につきましては、下表のとおりです。

2 連盟への加入方法

年金が決定されますと、共済組合から年金証書等と一緒に「ハガキ」による「加入申込書」が送付されますので、必要事項をご記入・押印のうえ、郵送にてお申し込みいただくことになります。

また、年金決定時以降いつでも随時加入することができます。

連盟では、県内の市町村(合併前の市町村単位)ごとに支部を設置していますので、市町村合併が行われても、合併前の市町村支部に加入することができます。

3 連盟の会費

(1) 会費の額

- ① 加入初年度は、「年金額 × 千分の一」
- ② 翌年度以降は、「年金額 × 千分の二」

(2) 会費の納入方法

- ① 加入初年度は、加入された月以降に支給される年金支給額から控除させていただきます。
- ② 翌年度以降は、毎年4月支給期の年金支給額から控除させていただきます。

(3) 障害年金受給者は、会費が免除となります。

4 お問い合わせ先

埼玉県市町村職員年金者連盟
☎048-822-3308(直通)

事業種別	事業内容
陳情運動	(1)国会陳情 連盟役員が国会に出向き、年金制度の維持・改善等について、県内選出の国会議員に対して陳情を行います。 (2)ハガキ陳情 会員の皆さまにご協力願ひ、ハガキ陳情を行います。
機関誌の発行	「連盟だより」を発行し、全会員に配布しています。 ※掲載記事の内容は、年金関係の情報、会員親睦旅行及び契約施設の案内などです。
年金制度の説明	各支部からの要請により、支部総会等において年金制度の説明を行います。
各種助成金	(1)本組合保養所「アルペンローゼ」を利用したとき 会員及び配偶者が利用した場合、それぞれ1泊につき1人3,000円を助成します。(年間2泊を限度) (2)関東地区市町村職員共済組合の保養所を利用したとき 会員及び配偶者が利用した場合、それぞれ1泊につき1人3,000円を助成します。(年間1泊を限度) (3)年金者連盟で契約している施設を利用したとき 会員及び配偶者が利用した場合、それぞれ1泊につき1人3,000円を助成します。(年間1泊を限度)
弔慰金	会員が死亡された場合、香料として、1万円をお供えいたします。
長寿のお祝い	会員が長寿祝いの節目に達したときは、記念品を贈呈します。但し、慶祝に該当する誕生日に引き続き会員期間が3年以上必要です。
その他の事業	(1)支部への助成 各支部に対して、支部交付金として、会員1人当たり1,200円(年額)を支部活動費として交付します。 (2)支部研修への助成 各支部における支部総会、研修旅行等で本組合保養所「アルペンローゼ」または連盟で契約している施設を会員が利用した場合、1泊につき1人3,000円を助成します。(年間1泊を限度) (3)保養所の相互利用協定 全国の市町村職員共済組合の直営保養所を、組合員料金で利用できます。 (4)国内旅行の実施 会員及び配偶者を対象として、国内旅行を実施しています。 (5)団体傷害保険及び疾病保険の取扱い 会員になると、全国連盟で実施している団体傷害保険に、一般に比べ割引された保険料で加入することができます。 (6)がん保険 会員の場合、アメリカンファミリーのがん保険の保険料が団体割引扱いとなります。